

# 新潟市立矢代田小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改訂

令和6年4月1日確認

令和7年4月1日改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定により、人権尊重の理念に基づき、いじめ発生の未然防止、早期発見、いじめ見逃しぜロ、いじめ発生時の迅速かつ適切な対応等いじめ防止を目的とし、ひいては、矢代田小学校の全ての児童が安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して策定するものである。

## 1 いじめの定義といじめに関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

この定義より、事案が次の四つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会に向けて取り組む。

（新潟市のいじめ防止の基本理念より）

いじめは、特定の児童や特別な状況においてのみ起こるものではなく、どの児童にも、どの学級でも起こりうるものである。また、いじめの加害者・被害者については固定化されたものではなく、加害と被害の関係に入れ替わることもよくある。さらに、被害者・加害者の二つの立場だけでなく、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬ振りをする「傍観者」が存在することも多い。

そこで、いじめ問題への対処や未然防止に努めるには、いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団全体に形成され、望ましい人間関係を築くことのできる学校風土づくりが必要である。

## 2 いじめ防止等に向けた方針

### (1) いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

児童一人一人の成長を促す指導に力点を置き、学習指導・道徳教育・学級活動等の特別活動等あらゆる教育活動を通して、児童の自律性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめは決して許されるものではないことを指導し、いじめ防止に努める。

#### ① いじめ未然防止に向けた教育プログラムの確実な実施

- ・ いじめに正面から向き合う学級活動（2）と道徳の授業を実施し、児童にいじめについて考え方させ、いじめについての理解を深める。

#### ② 道徳授業の充実

- ・ 道徳授業を充実させることにより、豊かな心を育み、道徳的判断力を高める。
- ・ 各学年で、仲間づくりを主題にした授業を取り組む。
- ・ インターネット上のいじめについて、ルールやモラルを指導する。

#### ③ 学級活動等の特別活動の充実

- ・ 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための感受性を身に付け、豊かな人間関係を築くための具体的な教育活動を積極的に取り入れる。
- ・ 支持的風土醸成のための取組を全学級で行い、いじめを生まない学級風土・学校風土づくりに努める。
- ・ 縦割り班活動の異学年交流を充実させ、協力したり強調したりすることを体験し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- ・ 自尊感情や自己肯定感を高めるために、児童会行事等で一人一人がめあてや役割を自覚して活動できるようにする。

#### ④ 学習指導の充実

- ・ 「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の四つの視点を生かした授業づくりを行う。
- ・ わかる授業・できる授業・楽しく学べる授業を目指す。順序を意識した指導と見通しを与える指導のバランスを意識して授業を行う。
- ・ 話合いを楽しみ、学び合う集団作りに努める。

#### ⑤ その他

- ・ いじめについての指導を全校集会で行い、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- ・ 落ち着いた学習態度や生活習慣を身に付けさせる。

### (2) 教職員の姿勢と指導力の向上

① 教職員の言動が児童一人一人や集団に与える影響は大きいことから、教職員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されることやいじめが発生しやすい雰囲気がつくられることのないよう、十分注意を払い、児童が安心して生活できる環境づくりに努める。

② 児童間に見られるトラブル、取り分けいじめに発展しそうな事案について、日常的に現状や指導について情報交換し、迅速に対応できるようにする。

ア 物の紛失、いたずら書き、ノートへの落書きなど、細かいことでもすぐに教頭に伝える。

イ 教頭は、生活指導主任及び校長に伝え、校内いじめ対応ミーティングを行う。

ウ 生活指導主任は、職員終会等で事案を全職員に周知する。

エ 周知の後でも、紛失が解決しない場合、全学級内、特別教室内の清掃時でも探し、結果を教頭に伝える。

オ 担任は、事案が起きたその日の内に、その日行ったことを保護者に伝える。場合によっては家庭訪問する。

カ その後も定期的に保護者に状況等を伝え、信頼感や安心感を得るよう努める。

キ 担任は、学級だより等で、学級集団の状況や成長ぶりを定期的に伝える。

ク 物の紛失を防ぐため、学習用具以外持ってこさせないことを基本とする。休み時間の前には、自分の物を机の中やロッカー内に片付ける習慣を付けさせる。整理整頓が苦手な児童には、ボックス整理を提示したり、一緒に片付けたりする。

③ いじめ防止やいじめ対応・集団作りに関する校内研修を実施する。

### (3) いじめ対策のための組織

#### ① 校内いじめ対応ミーティング

校長・教頭・該当担任・該当学年主任・生活指導主任・養護教諭・その他事案に関係する教職員  
[設置目的]

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処する。【即日開催】

[役割]

◎ いじめの防止・相談・通報の窓口として、日常的に機能させる組織

- ・ いじめの状況を組織として共有する。
- ・ 詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・ 対処の方針や方法を協議する。
- ・ 児童への指導を行う。
- ・ 事案に関する記録を残す。(記録者は原則として教頭)

#### ② いじめ対策委員会

教職員・スクールカウンセラーや社会福祉士など心理や福祉の専門家・弁護士・精神科医等の医師・地域人材(教員・警察官経験者等)等

[設置目的]

いじめ防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組む。

[役割]

ア いじめの予防について

- ・ 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの相談・通報窓口

イ いじめが発生した場合

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関する情報の収集と記録・共有を行う。
- ・ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討等を行う。

上記の役割を進めるために、定期的に開催することを基本とする。

重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

#### (4) 保護者・地域との連携

PTA 総会や懇談会、学校便り、学校ホームページ等を通して、いじめ防止に関する保護者の役割を含め、学校の基本方針や具体的な取組について周知し、協力をお願いする。

### 3 いじめの防止等に関する取組

#### (1) いじめの早期発見

##### ① 日常の取組

- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心掛け、児童同士の関係を観察する。
- 休み時間・給食・放課後の時間等、自由に活動する時間帯の児童の様子に目を配る。
- 「担任」「児童」「保護者」三者の信頼関係を構築する。
- 担任は、気になる内容についてこまめに記録し、変化を見逃さない。
- いじめを認知した場合、またはいじめが疑われる場合は速やかに報告し、管理職を含む関係者で「校内いじめ対応ミーティング」を迅速に開催する。

##### ② 仲間（いじめ）アンケートの実施

- 具体的な状況把握のためのアンケートを年3回（6月・11月・2月）実施する。
- 実施したアンケートは、複数の教職員で即日チェックする。  
(学年・学年部チェック→生活指導主任チェック→校長・教頭確認)
- アンケート後は面談を実施（6月と11月は全員）し、児童の悩みや人間関係の把握に努める。

##### ③ 全ての教職員が、どの児童・保護者からもいじめの相談やいじめの報告を受け付ける。

#### (2) いじめの早期対応

##### ① 確実な実態把握

- 当事者双方や周りの児童から聞き取りを行い、情報収集と記録をし、事実確認に努める。
- 全職員で情報を共有し、いじめの全体像を正確に把握する。

##### ② 指導体制・方針決定

- 校内いじめ対応ミーティングやいじめ対策委員会を中心に、全職員が対応を協議し的確な役割分担をして、組織的に問題の解決にあたる。
- 教育委員会・関連機関との連絡調整を密に行う。

##### ③ 児童への指導・支援

- いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。
- いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

##### ④ 保護者との連携

- 加害児童・被害児童とともに、いじめの実態を隠さず知らせ、解消のための具体的な対策につ丁寧に説明する。
- 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

##### ⑤ いじめ発生後の対応

- 児童や保護者・担任の心のケアに努める。

- ・ いじめ対策委員会が中心となり、継続的に関係児童の指導・支援を行う。

⑥ 関係機関との連携

- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（SC・SST・SSW・市教育相談センター・区教育相談室・児童相談所等）との適切な連携を図る。

⑦ 取組の評価

- ・ いじめ防止への取組について検証・改善を行う。
- ・ 加害行為が相当期間（3か月を目安とする）なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合は、いじめが「解消」したと判断することができる。

⑧ 記録の保管

- ・ アンケートの原本は、児童が卒業するまで保管する。
- ・ 調査結果をまとめた資料や重要度「高」事案関係の全ての資料（会議や対応時の記録を含む）は、児童の卒業後5年間保存する。

## 4 重大事態への対応

### （1）重大事態についての意味

重大事態とは、児童生徒がいじめを受けたことにより、「いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認めるとき」とされている。具体的には、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席した場合（年間30日を目安とする。）

などの状況になったことをいう。

また、重大事態につながるおそれのある事案、具体的には、

- 登校できない状況が1日でもある
- 解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている
- 社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻（自殺念慮、避難児童、差別的な発言、ズボン下ろしを含む性非行、集団からのいじめ、保護者が不満を訴える）

などの状況になった場合や、発生後1週間を超えても解消に至らない事案については、教育委員会に事案の発生を報告し、対応について協議する。また、自傷行為や「死にたい」などのつぶやきがあった場合は、すぐに教育委員会へ一報を入れ、組織で迅速・適切に対応する。

### （2）重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒担任・学年主任⇒生活指導主任⇒教頭⇒校長
- ② 校長⇒教育委員会

※ 緊急時には、臨機応変に対応する。

### (3) 重大事態発生時の初期対応

- ① いじめ対策委員会の招集（情報の迅速な収集、整理、全体像の把握）
- ② 教育委員会への速やかな報告
- ③ 調査（可能な限り多方面から情報を収集し、客観的な事実関係を整理する。）
  - ・ いじめの状況・いじめのきっかけなどの聴取
  - ・ 被害児童・保護者・周囲に居た児童・加害児童など複数からの聴取
- ④ 関係保護者への説明
- ⑤ 警察への通報など関連機関との連携
- ⑥ 説明文書の配付や緊急保護者会の開催

## 5 関係児童及び保護者への対応

### (1) いじめを受けた児童及び保護者への対応

いじめを受けた児童は心身共に大きな傷を負っていることが考えられることから、当該児童の心の安定、身体の安全を確保するとともに、以前にも増して安心して学校生活を送ることができるように支援する。

- ・ 心情を丁寧に傾聴し、聴き取りを丁寧に行う。
- ・ 望ましい解決方法を共に検討する。
- ・ 安心して生活できる場や時間などの学習・生活環境を確保する。
- ・ SC 等による心のケアを必要に応じて行う。

（医療機関への受診が必要と判断される場合は、保護者の了解を得てから受診を勧める。）

保護者に対しては、その心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努めるため、次のような対応や支援を行う。

- ・ 誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・ 受けたいじめに係る事実や児童の心身の状況について、丁寧に説明する。
- ・ 保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・ 保護者自身が不安を抱いている場合は、SC や SSW によるカウンセリングを勧める。

### (2) いじめを行った児童及び保護者への対応

いじめを行った児童に対しては、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようとする。

また、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、その後の学校生活への前向きな姿勢を導き出していく。

当該児童の保護者に対しては、子どもの行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。